

令和5年度第2回日光市総合教育会議

日 時 令和5年11月20日（月）午後1時30分～午後2時55分

場 所 本庁舎3階 大会議室

構成員

日光市長 粉川 昭一

教育委員会

教育長 齋藤 孝雄

教育委員

手塚 美智雄

教育委員 池田 由美子

教育委員

藤本 亮純

教育委員 速水 茂希

出席者

観光経済部長 山越 秀克

商工課長

佐藤 剛

商工課係長 小林 隆晋

商工課主査

森島 美香

教育委員会次長 松本 孝

学校教育課長

伊藤 真由美

学校教育課長補佐 金子 憲一

学校教育課長補佐

飯島 健徳

学校教育課主査 八木澤 恵美

生涯学習課長

手塚 克英

文化財課長 本間 佳夫

スポーツ振興課長

福田 英男

中央公民館長 大島 浩一

地域振興部長 久保 吉幸

地域振興課長

手塚 由紀

地域振興課長補佐 山本 剛英

小来川地区センター長

菅野 昌之

健康福祉部長 齋藤 雅裕

保育課長

大島 正志

保育課係長 阿久津 豊

保育課係長

菊地 孝三郎

子ども家庭支援課長 森田 学

子ども家庭支援課主幹

手塚 良子

事務局

総合政策課長 伊東 剛

総合政策課長補佐

吉田 秀之

総合政策課副主幹 菊池 宏江

総合政策課副主幹

長田 善志

総合政策課副主幹 福田 史明

総合政策課主任

石橋 莉奈

議事録署名委員

教育長 齋藤 孝雄、 教育委員 池田 由美子

1 開会

事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、これより、令和5年度第2回日光市総合教育会議を開催いたします。私は、司会を務めます、企画総務部総合政策課の吉田です。よろしく願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。すでにデータでお送りしていますが、本日の資料は、次第、資料1から資料6、出席者名簿、参考資料となります。過不足はございませんか。

「なし」の声あり

それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに会議の主催者であります、粉川市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

粉川市長

皆さまこんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

また委員の皆様には、日頃から教育行政に関して格別のご理解を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

ご存知のとおり本年の5月から、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、4年ぶりに行事や催事も復活しました。また、紅葉の見ごろは例年より遅いとはいえながらも、非常に多くのお客様に日光にお越しいただき、ようやくコロナ前に戻りつつあると感じられます。一方で、コロナによる大きな経済的な影響と、昨今注目されている、人手不足によるオーバーツーリズムをはじめとした、新たな課題も表面化してきています。その中で、

観光を基幹産業とする本市においては、観光業やサービス業に携わる方々のワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、事業者と小中学校が連携した取り組みを進めたいと考えています。また、人口減少や少子化の進行に加えて、地域におけるコミュニティの希薄化が懸念されていますが、将来にわたり持続可能な公共施設のあり方が課題となっています。

このため地域の活性化を考慮しながら、公共施設の適正配置を進めつつ、将来にわたり市民サービスが適切に提供できる環境を整えていくことが重要と捉えています。これらの取り組みについては、本日説明いたしますので、推進にあたっては、皆様方のご理解を賜りますようお願いいたします。

本日より予定されている議題は、協議事項2件、報告事項4件です。委員の皆様には、慎重なるご協議をお願いし、開会のご挨拶といたします。本日はよろしくようお願いいたします。

3 会議の運営事項について

事務局

続きまして、会議次第「3 会議の運営事項」に入らせていただきます。

会議の開催に当たり、日光市総合教育会議設置要綱の規定に基づき、会議の公開について、ご協議をさせていただきます。

本日の会議において、ご報告させていただく事項については、その内容から、設置要綱で定める個人の秘密が含まれている場合や、公開することで会議の公正が保たれないおそれがある場合といった、非公開とすべき事案は該当していないことから、会議を公開としてよろしいか伺います。

「異議なし」の声あり

事務局

ご異議がないようですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の運営要領の規定に基づく会議録署名委員2名の選任についてです。事務局案としては、今回は齋藤教育長、池田委員にお願いできればと考えています。

齋藤教育長、池田委員、ご了承いただけますでしょうか。

事務局

他の委員の皆様もよろしいでしょうか。それでは、齋藤教育長、池田委員にお願いいたします。

続きまして、会議次第「4 協議事項」に入らせていただきます。会議中は議事録作成のため、ご発言はマイクを通してお願いいたします。

これ以降の進行については、運営要領の規定により粉川市長にお願いいたします。

4 協議事項

(1)「(仮称) ちょこっとスタバケ」制度の導入について

粉川市長

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

「4 協議事項 (1)「(仮称) ちょこっとスタバケ」制度の導入について」説明をお願いします。

商工課工業係長

「協議事項 (1)「(仮称) ちょこっとスタバケ日光」制度の導入について」説明いたします。商工課工業係の小林です。

資料1をご覧ください。こちらの資料については、商工課と学校教育課連名で作成しているため、まず、商工課から制度の概要について説明し、その後、実際の利用方法等について学校教育課から説明いたします。

それでは、制度の概要について説明いたします。すでにご存知の方も多いかと思いますが、今回説明するスタバケとは、子どもの学習（スタディ）と保護者の休み（バケーション）を組み合わせた日光市オリジナルの造語となります。一般的には、ラーニングとバケーションを組み合わせたラーケーションという言葉のほうが馴染み深いかと思いますが、ラーケーションに日光市独自の視点を加えて制度化しようとしているものが、「ちょこっとスタバケ日光」になります。

背景と課題及び制度の趣旨と名称について、簡潔に説明いたします。国では、少子高齢化による労働人口の減少や働く人のニーズの多様化などに対応するために、働き方改革を推進しており、本年6月に全国知事会において、働く人一人ひとりが多様な休み方を選択し、充実した余暇を過ごすことで生活を豊かにするだけではなく、仕事の質を高め、ワーク・ライフ・バランスの充実へと繋がる休み方改革を進める提言が発出されました。

この提言の中で、休み方改革は、全産業にわたって労働生産性の向上に寄与するものであり、特に、観光産業を始めとしたサービス産業においては、休暇取得が分散されることを通じて、需要の平準化による経済効果も期待できるとされています。

そうした中、本市においては他地域と比べ、観光を始めとしたサービス業が盛んであり、祝休日に働いている方が多いといった特殊性があります。日光商工会議所からも働く人の休暇満足度の向上など、幅広い視点からの雇用の確保を図る新たな施策が必要とのご意見をいただいていることなどから、市における施策の一つとして「ちょこっとスタバケ日光」制度の導入を、学校教育課と連携して提案いたしました。

実際の内容については、3の制度の内容をご覧ください。(1) (仮称) ちょこっとスタバケ日光は、市内において平日保護者が休みの日に、子どもと一緒に学び、活動できる制度とします。(2) この制度において、子どもは、保護者等の平日休暇等に合わせて届出をすることで、年に3日活動休暇を取得することができます。(3) この制度は、学校外での自主学習活動とするため、子どもは学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。また(4)の制度の流れは、後ほど学校教育課から説明するため、ここでの説明は省略いたします。続いて(5)留意事項として4点ほど記載していますが、ここで一部資料の訂正をお願いいたします。③に「学校行事などのため(仮称)ちょこっとスタバケ日光を取得できない日、期間を設けることがある」と記載していますが、こちらの「取得できない日」を、「取得することが望ましくない日」に訂正をお願いいたします。こちらについては、できない日と言い切るのではなく、望ましくないとするほうが利用者の方からの理解が得られやすいのではないかという考えから、訂正をお願いするものです。説明に戻りますが、今回の制度の利用に関しては、留意事項①のとおり、保護者と一緒に行い、かつ、体験や学びの活動であることをポイントとしています。また、受けられない授業への対応は、あくまで家庭での自主学習により補完することとし、4のお

り、利用は任意であり、取得しなかった日数を次年度に繰り越すことはできません。保護者と一緒に行い、かつ、体験や学びの活動であることをクリアすれば、様々な活動が可能となります。

他の地域の事例として、愛知県や大分県別府市の事例を記載していますが、そちらと比較すると、当市では比較的柔軟に幅広く取得可能な制度となっています。愛知県の「ラーケーションの日」は、小中学生や高校生、特別支援学校の児童生徒も対象として、本年度2学期から順次実施されています。

また、大分県別府市の「旅スタ」については、活動を平日の家族旅行として、同じく本年2学期から実施されています。

3ページをご覧ください。制度の導入の効果について、企業や保護者の視点、子どもの視点、学校の視点、市（社会全体）の視点に分けて記載していますが、ここでの説明は省略いたします。

制度開始の時期については、来年4月1日からの開始を目標に事務を進めていきたいと考えていますが、各学校の事情に応じて、開始の時期を遅らせる等の調整は可能となります。以上、制度概要についての説明となります。実際の利用の流れについては、引き続き、学校教育課から説明いたします。

学校教育課長

利用の流れを説明する前に、今回の制度については、9月の教育委員会会議においても、委員の方から日光市でも同じような制度の導入を検討してみてもどうかというご提案があり、意見交換をさせていただきました。委員の皆様からは、良い制度であることから導入に前向きなご意見が多かった一方で、学校での対応や手続きなど、教員の負担が増えることを懸念するというご意見も多く挙がりました。そのようなご意見なども踏まえ、校長会でのご意見をいただきながら、利用の流れについて検討してまいりました。

それでは、流れについて説明いたします。資料4ページをご覧ください。まず、大きな流れは、左側縦列に書いてあるとおり、計画を立て、届出シートを学校へ提出し、スタバケを取得した後は振り返りとなります。右側の四角の囲いの中には、保護者や児童生徒向けの説明や注意点、学校における取り扱いを記載していますが、概略を説明いたします。

まず、計画を立てる際には、別紙の届出シートの下段、私のスタバケ計画の欄に、いつ、どこで、何をするか、学校名、保護者氏名、児童生徒の氏名を記入していただきます。計画はこれだけになります。資料4ページに戻っていただき、この届出シートを学校へ提出しますが、学校では届出があれば原則認めることで統一し、記入漏れがないかの確認のみとしたいと考えています。スタバケ当日の授業補完は通常の欠席と同じ扱いとし、家庭での自主学習で補っていただきます。振り返りとして、報告書の提出は求めないということにしたいと思っています。以上です。

粉川市長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

速水委員

9月の教育委員会会議で提案したときには、実現されるのはまだ先の話だと思っていましたが、実際に来年の4月から制度化されるということで、非常に進行が早く驚いています。9月の会議で何点か問題点が挙がり、まず、申請手続きの増加に伴う、教員の事務作業の増加です。働き方改革を推奨されている中で、教員の事務が増えてしまうのはどうなのでしょう。愛知県などでは支援員を増員してその作業にあたらせるということですが、日光市としては、支援員の増員について考えているのでしょうか。

2点目は、取得後の報告の要否について、教育委員会会議では報告はあったほうがいいのかという提案が多数を占めていたように思います。そのときの問題点として、休業中の授業のフォローをどうするのかという話がありました。ご説明ではプリント等でフォローするということでしたが、どうするのでしょうか。

3点目は、申請内容の基準について、どんな申請内容でも基本は受け付けるということですが、遊びとの区別をどうつけるのか、そもそも区別はしないのかという点です。休業中のフォローや遊びと区別すると、事務作業が増えると予想されますが、やらなければ遊びの休みになってしまうという危険性があります。これが、以前の教育委員会会議で出た主な問題点でしたが、今のご説明では改善されていないため、市の見解を伺います。

学校教育課長

今回制度を設計していくにあたり、ご質問にあった教員の負担というものは最も重要な問題であり、事務は簡略化しなくてはいけないと考えました。また、校長先生からのご意見で、校長先生が取得に対して判断をするということも、なかなか難しいのではないかとご意見もいただきました。これらの総合的な事務手続きを考えて、今回は簡単なかたちで、誰もが広く取れる制度設計をしています。

これを踏まえ、支援員の配置については、今回は簡単な取得制度を想定しているため現段階では考えていません。また、現行の支援員を活用していただく中で、対応可能と捉えています。

また、商工課からの説明にもあったとおり、今回の制度は働き方改革、ひいては休み方改革として休暇を取れる制度という点が主眼になると思っています。そして、教育委員会の学びという点では、資料の活動例として記載している、自然観察や体験活動等、子どもにとってはこういった様々な経験や活動がすべて学びになるのではないかと捉え、休暇＝学びという考え方で制度設計をいたしました。そのため、休暇中のフォローについても、通常の休暇と同様に教員が対応するといたしました。

速水委員

まずは制度化して実現するというところで、今後いろいろな問題点が出てくると予想されるため、ブラッシュアップしていただければと思います。

粉川市長

他にいかがでしょうか。

池田委員

速水委員と概ね同じ意見ですが、制度について学校が大きく関わるため学校側の考えを伺います。校長会で説明もされたということですが、学校側としては、実施についておおむね賛成なのでしょうか。制度の問題点や開始時期が早いというご意見は出ていないのか

懸念しています。保護者の休暇の見直しと、学校教育において子どもと一緒に休みを取ると、様々な問題点も出てくるため、学校側の意見を確認できればと思います。

学校教育課長

学校側の意見は、私たち教育委員会も非常に重要と考えており、教育委員会会議では、慎重に内容を精査してまいりますと説明いたしました。その後、商工課からの提案に基づいて、具体的に校長会に諮っています。校長会役員の方にも相談をさせていただいた上で正式に校長会で説明し、校長先生からご意見をいただいています。取得に対しての疑問点なども挙がったため、それらについては、教育委員会から回答し、今の制度の中身については概ね了承いただきました。また、追加での質問やご意見はなかったため、今回はご理解いただいたと考えています。

粉川市長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

手塚委員

3 ページ目の制度導入の効果として、学校において「各校教員が積極的に制度を利用する」という点について3点確認いたします。まず、この制度は子どもがいる教員だけが対象なのか。2点目、子どもがいない教員の対応はどうするのか。3点目、入院中や病気で保護者がいない子どもの対応について伺います。

学校教育課長

まず、対象となる教員は、子どもが市内小中学校に在籍している方であり、教員にも他の職業の方と同様に取得していただきたいと考えています。もう1点、あらゆる事情で保護者が不在の場合については、保護者は両親だけではなく、子どもを保護する方が保護者という考えになるため、そこは柔軟な考え方で取得していただきたいと考えています。

手塚委員

教員の有給休暇への対応も行うのでしょうか。

学校教育課長

対応いたします。

粉川市長

他にいかがでしょうか。

池田委員

実際に教員に積極的に利用してもらおうというのは、現実的には厳しいと考えています。例えば、小学校の担任教員が休みを取れば、終日ほかの教員が対応し、中学校で教科担任の教員が1日休みを取れば、補教教員が対応することになります。土日に部活がない場合や夏休みなどの長期休暇であれば休むことができる中、他の教員に負担をかけて、休んで子どもと学習するという考えは教員にはあるのでしょうか。

学校教育課長

池田委員のご指摘のとおりで、教員が取得することは現実的ではないと思っています。また、この制度よりも前に教員の働き方改革というのは、私たち教育委員会が進めていかなければいけない大きな課題であると捉えています。現実的な取得は厳しいと思いますが、まずは新しい制度を導入することで、教員の意識を変えていただければと思います。また、教育委員会や教員の働く環境の整備が本来重要であるため、これも踏まえて教育現場の働き方改革を進めていきたいと考えています。

粉川市長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

藤本委員

制度開始の時期について、各校の事情に応じて時期の変更もありえるということですが、先に実施した学校で問題が生じ、後々制度自体が変更を余儀なくされる可能性があるため、

時期を遅らせてもう少し検討を進めた上で、実施していただければと思います。また、家族のふれあいの中で学ぶ機会は十分あるかと思いますが、文面を見ると、雇用の面に強引に学習面をつけたような印象も受けてしまいます。

質問になりますが、申請後に申請可能日数を超えていたことが分かった場合、それを伝える必要があるのか、また、出席統計システム上への即時反映は可能なのでしょうか。例えば、3日間申請されても、既に1日取得していた場合は、旅行であればキャンセルの関係もあるため、すぐに伝えなくてはならないと思います。教員の返事が遅れたことにより支障が出ると困るため、その場合の対応について伺います。

学校教育課長

休暇は3日間を限度に取得としているため、取得状況については教員に把握していただくようになります。また、藤本委員がおっしゃったような申請期限や、返事の要否など細かい部分はこれから詰めてまいります。

粉川市長

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、「協議事項(1)「(仮称)ちょこっとスタバケ日光制度の導入について」は、以上といたします。

(2) 令和6年度教育関連事業の概要について

粉川市長

次に、「協議事項(2) 令和6年度教育関連事業の概要について」説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の手塚です。令和6年度教育関連事業の概要について説明いたします。資料2をご覧ください。記載の事業については、第2期日光市教育施策大綱の基本目標に沿って、令和6年度実施予定の事業をまとめたものになります。私からは基本目標1について説明し、基本目標2以降については、各担当課長から説明いたします。

それでは資料1ページをご覧ください。基本目標1生涯にわたり主体的に学ぶ人づくり・

学びの循環による地域づくりについては、地域の担い手育成の取り組みを強化することと
しています。この目標に向けて実施する主要事業は、地域担い手育成事業、地域学校推進
事業、文化会館等整備事業になりますが、それぞれ主な事業について説明いたします。

まず、地域担い手育成事業のうち実施予定事業の2項目目、日光学・わがまちきらり発
見隊事業については、市内の自然や歴史、文化などを学び、郷土愛を育むとともに、日光
市への興味関心を高めることを目的に実施するものです。令和6年度は二宮尊徳をテーマ
とし、姉妹都市である小田原市との交流を図りながら、郷土の歴史を学び、その成果を日
光学まつり生涯学習フェスタで発表する予定としています。次に、実施予定事業5項目目、
国際理解推進事業については、講師として迎える外国人や海外生活経験者との交流をと
おして国際理解を深めるとともに、他国の文化や歴史等を学び、多様性を尊重できる感性を
磨くことを目的に実施するものです。次に、実施予定事業の7項目目及び8項目目のひか
りの里にっこう出前講座及び公民館教室講座実施事業については、様々な学習機会を提供
し、市民の自発的な学習活動を支援することを目的に実施するものです。

次に、主要事業地域学校連携推進事業の1項目目、学校運営協議会推進事業・地域教育
力活性化事業については、令和5年度から導入した学校運営協議会制度により、地域や学
校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を整備することを
目的に実施する事業になります。

次に、主要事業の文化会館等整備事業の1項目目、新文化会館整備事業については、文
化活動を実践する場である今市文化会館の老朽化が著しいことから、新たな拠点となる新
文化会館の整備を進めていく事業になります。なお、事業を進めるにあたっては、自治会
や関係団体等で構成する日光市文化会館等あり方検討市民委員会、そして市議会の公共施
設等あり方検討調査特別委員会からご意見をいただきながら進めてまいります。以上です。

学校教育課長

それでは、基本目標2について学校教育課から説明いたします。人や地域とつながり、
活力ある未来を創造する児童生徒の育成についてです。主要事業としては、大きく3つ掲
げています。

まず、授業づくり推進事業として4点あります。1点目は、各学校で掲げる授業づくり

推進プランの目標達成に向けた取り組みを支援して、校内の CAPD マネジメントサイクルの構築を推進してまいります。2点目は、小中一貫教育推進事業として、小中一貫校ではない学校であっても、義務教育9年間を見通した連続性のある教育に取り組んでまいります。

3点目は、学校教育支援事業として、児童生徒の個に応じたきめ細かな教育を行うために、指導助手の配置や、教育支援センターにおける不登校児童生徒の相談支援、学習支援を行ってまいります。4点目は、小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方にに基づき、少子化の中にあっても子どもたちにより良い教育環境を提供できるよう適正配置を進めてまいります。

次に、ICT活用推進事業として、児童生徒のICT活用の意欲を高めるため、環境の整備やオンライン教材の導入などを進めてまいりたいと考えています。

次に、英語力向上については、就学前から英語教育をスタートすることにより、学習意欲を高めるための早期英語教育事業を、令和4年度から取り組んでおり、効果が期待できる幼稚園や保育園の英語指導助手派遣や、小学校5年生からを対象とした英語検定の助成について継続して取り組んでまいります。以上です。

文化財課長

続きまして、基本目標3について、文化財課から説明いたします。3ページをご覧ください。文化財の保存と有効活用の推進に向けては、施策の方向性として、当市の各地域に多数存在する文化財の保存を前提としながら、これらを活かしたまちづくりに取り組むことにより、地域の活性化につなげていくことが重要です。そのため、豊富な文化財を活用し、当市の魅力発信へ取り組みを強化してまいります。これに向け、文化財普及事業と文化財活用事業を主要事業とし、各事業に取り組んでまいります。

まず、文化財普及事業については、市内各所に存在する文化財の価値を伝えるため、文化財を巡る見学会として、市指定等文化財見学会のほか、史跡足尾銅山跡啓発事業として、学官連携により、デジタル技術などを活用した、産業遺産の普及に向けた調査研究を予定しています。また、世界遺産「日光の社寺」普及啓発事業として、体験型のワークショップ開催など、新たな普及啓発事業に取り組むとともに、歴史民俗資料館ではデジタル化構築事業として、デジタル技術を活用した収蔵品の普及啓発に向けた環境整備を予定しています。

次に、文化財活用事業については、当市の貴重な文化財の保存と活用に向けた地域計画の策定に取り組むほか、日光杉並木街道植樹 400 年記念事業として、さらなる周知啓発と活用を図るために、ガイドマップの作成などを予定しています。また、史跡日光山内の計画的な保存と活用に向け、史跡日光山内保存活用計画の策定に取り組むとともに、市有文化財維持修繕事業として、市が保有する報徳仕法農家住宅などの文化財の適正な維持と保存修繕に向けた調査等を予定しています。

資料館では、毎年テーマに沿って、市内文化財を掘り起こし、調査研究した成果を広く周知するテーマ展の開催のほか、市内複数カ所を移動しながら市の文化財や歴史を紹介する移動展の開催など、文化財の普及啓発と活用を予定しています。これらの事業のほか、文化財を活用したまちづくりの推進に取り組み、未来をひらき、心を育む教育のまちづくりを目指してまいります。以上です。

スポーツ振興課長

続きまして、基本目標 4 について、スポーツ振興課から説明いたします。4 ページをご覧ください。スポーツを通じて育む豊かな暮らしにおいては、スポーツ活動は、健康増進や生きがいの醸成につながるため、各世代のニーズに合ったスポーツの推進やスポーツに親しむ環境づくりが必要であり、だれもがスポーツを楽しむことができるよう、様々な分野と連携した取り組みを強化していくこととしています。この目標に向けて、実施予定の主要事業は、記載の 5 つの事業になりますが、その主なものについて説明いたします。

まず主要事業の 1 つ目、ライフステージに応じたスポーツ活動推進事業の 1 項目、ニュースポーツ普及事業については、子どもから大人まで気軽に楽しめる、ボッチャやユニカール、スカットボールなどを体験するニュースポーツフェスティバルや、出前講座などを開催し、スポーツに親しむ機会の創出を図ってまいります。同じく 4 項目目、スポーツ協会等支援事業においては、スポーツ協会等の運営補助をするほか、令和 6 年 6 月には新たなマラソン大会の実施を予定しており、その開催費の補助をするものです。

次に、スポーツによる健康増進事業の 2 項目目、運動・スポーツ習慣化事業は、主にスポーツ無関心層をターゲットに、行政だけではなく地域内の医療機関やスポーツ団体等と連携し、スポーツを通じた健康増進事業に取り組むものです。

最後の項目、スポーツ施設の整備については、令和 6 年度は丸山公園プール管理棟の防

水工事を行うほか、社会体育施設の適切な管理運営を行っていく上で、必要な修繕や改修等を適宜行ってまいります。令和6年度教育関連事業の概要についての説明は以上です。

粉川市長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

速水委員

質問が2点あります。まず1点、地域担い手育成事業について、3つの高等学校の良さを生かして取り組みができないかと考えました。この事業に限らず、市として何か計画していることはあるのでしょうか。

もう1点は、先日県の研修会で、部活動の地域移行についての話を伺ってきましたが、先行している新潟県でもだいぶご苦勞をされているようです。基本目標4の競技スポーツの推進について、ホッケーなどは小中学生との橋渡しなどが現在もできているようですが、そのほかの点で、この基本計画の中やほかのところで地域移行に関しての計画や検討がされているのかどうかを伺います。

生涯学習課長

質問の1点目、地域担い手育成事業における高等学校との連携については、同和教育や人権の観点から赤間々会館で講座を開催しており、今年の夏には、今市工業高校の生徒に講師としてご協力いただき、子どもたちにわかりやすい科学の実験や関連する講座を開催いたしました。これを機に今市工業高校の校長先生をはじめ、担当教員の方々とも繋がりができたため、今後ご協力をいただきながら、講座の開講に向けて検討してまいります。

学校教育課長

2点目の部活動の地域移行については、速水委員のおっしゃるとおり、難しい問題があり、なかなか課題が多いと実感しています。当市においても、地域移行についての検討会組織をなるべく早く立ち上げ、市の方針の策定を始めたいと考えています。

粉川市長

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、「協議事項（2）令和6年度教育関連事業の概要について」は以上といたします。

5 報告事項

(1) 小来川地区活性化基本計画について

次に、会議次第「5 報告事項」に入らせていただきます。「報告事項（1）小来川地区活性化基本計画について」説明をお願いします。

地域振興課長

地域振興課長の手塚です。資料3を基に説明いたします。協議事項（2）令和6年度教育関連事業の、説明資料2の1ページ目最下段に、小来川公民館整備事業が記載されています。現在、地域振興課で小来川地区活性化基本計画を策定中であり、この中で小来川地区センター及び公民館の整備について、盛り込むかたちで検討をしています。活性化基本計画は、本年中の策定を目指していますが、大方の整備の方向性が見えてきたため、教育委員会で公民館整備として来年度の事業化を見込んでいます。今回は、この事業化の根拠となる、小来川地区活性化基本計画の骨子について、地域振興課から説明いたします。

それでは、資料3の1ページ目、左側上段をご覧ください。始めに、計画策定の背景と目的は、日光市が進めている公共施設マネジメント計画に基づく、適正な公共施設の配置になります。特に、公共施設の老朽化が著しい小来川地区の見直しに着手いたしました。地元の方で構成する検討専門部会を設置し、令和元年度には、公共施設を小中学校に集約するという提言を受けました。しかし、小中学校の適正配置など地区を取り巻く環境が大きく変わったことから、改めて地元を検討委員会を設置していただき、再検討を行っています。今回、説明する内容は、この検討委員会で地元の方と協議した上でまとめた骨子となります。

次の小来川地区の現状については、お時間の都合上、説明を省略いたします。続いてページ右側をご覧ください。上は小来川地区にある市の公共施設の状況を整理した表になっています。現在、小来川地区には9つの施設が存在し、築30年を超える建物が多く、地区センター及び公民館の建築年度は昭和43年度と最も古くなっています。

表の下段、地元の意向については、検討委員会の会議やアンケートなどで、活性化や公共施設のあり方などについて、地元からのご意見をたくさんいただきました。

続いて裏面2ページをご覧ください。ページの左側上段、小来川地区の課題については、活性化と公共施設の面から整理をした結果、課題解決に向けた基本的な考え方として、地区の活力維持を担う拠点の形成や環境づくりのため、施設の整備とソフト事業の展開を目指すものといいたしました。

基本構想においては、地区の目指すテーマを「小来川居心地のよい交流の場」とし、この目標像の実現に向け、ハード面及びソフト面の方向性を定めることといたしました。

活性化計画のハード面である施設の整備については、検討の視点として施設の利用状況や交流拠点としての適性、費用の優位性の3点を中心に検討することといたしました。また、整備のパターンとして令和元年度に提言のあった、小中学校を核とした集約や学校以外の既存施設を活用した整備、さらに、適正規模の新施設というケースを想定し検討を進めてまいりました。

続いて、ページ右側上段をご覧ください。検討結果ですが、現在の地区センター及び公民館を解体・新設し、新施設には地区センター及び公民館のほか、託児機能を併せ持つ施設とする方向性といいたしました。この選択結果となった理由は、まず交流拠点としての立地条件や整備費用について、建物を改修する場合は、改修後も随時補修が生じるおそれがあり、新築に比べると維持管理費が高コストになることが想定されるためです。また、解体・新設という場合にのみ充当できる有利な財源が見込めることから、現地区センター敷地内での建て替えが最も費用対効果が高いと判断されたためです。

この整備の方向性を前提に、新施設の基本コンセプトを「小来川地区の住民同士や来訪者と活発に交流できる施設」、「災害時の防災拠点となる施設」、「脱炭素化の視点を持つ環境にやさしい快適な施設」、「地域の文化・伝統を次世代に継承する施設」と位置付けて、必要な機能を整備してまいります。具体的な施設の中身のイメージは表のとおりで、概ね現行の地区センター及び公民館施設と同規模の施設を想定しています。ソフト面の施策の方向性として、移住定住促進や地域振興、また、地区内外の交流を活発化させる取り組みについて目指してまいります。

最後に、実施のスケジュールについては、冒頭に説明したとおり、基本計画の年内の策定を目指し、令和6年度には解体と新施設を併せて設計した後、現施設の解体工事、令和7年度からは新施設の工事着工、令和8年度半ばに竣工して供用開始する予定となっています。なお、工事期間中は地区センター及び公民館機能を隣接する小来川林業研修センタ

一、通称りんりんハウスに臨時移転いたします。以上です。

粉川市長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

意見、質問なし

それでは、「報告事項（1）小来川地区活性化基本計画について」は以上といたします。

(2) 今市地域保育施設等の適正配置について

粉川市長

次に、「報告事項（2）今市地域保育施設等の適正配置について」説明をお願いします。

健康福祉部長

健康福祉部長の斎藤です。健康福祉部保育課所管の今市地域保育施設等の適正配置について説明いたします。説明の内容は、現在建設中の新しい公立保育園の概要やこれに伴う既存の保育園の統合、また、保育型児童館の今後についてです。

資料4をご覧ください。まず、新公立保育園建設に至る経緯や背景等について説明いたします。平成28年6月に策定した、市の保育施設の整備計画の中で、今市地域の公立保育園である、並木保育園、せせらぎ保育園、原町みどり保育園、しばやま保育園については、いずれも老朽化が著しいことなどから、民間活力の導入も視野に施設の再配置等について検討することといたしました。

これに基づき設置した、日光市今市地域保育施設等あり方検討委員会からは、4園の公立保育園を2園に統廃合、少なくとも1園は公立とすることが望ましいという報告がありました。その後、市で少子化等を踏まえた具体的な検討を行い、最終的には園児の将来予測等を総合的に勘案し、120人規模の新公立保育園の建設や民間活力の導入は行わず、既存保育園を短期間残し、段階的に廃止することで対応していくことといたしました。

次に、新公立保育園の概要について、建設地は、住所が日光市今市1659-10、今市中学校の前、シルバー人材センターの西側にあたります。構造は木造平屋建て、面積や定員は記

載のとおりです。開設については、令和6年度の下半期を予定しており、可能であれば秋ごろ開設したいと考えています。完成イメージ図の上段、右に伸びている道路が県道の今市氏家線で、その向かい側が今市中学校です。

2ページをご覧ください。新公立保育園開設及び既存保育施設の廃止スケジュールについて、新保育園は、令和6年度秋ごろ開園したいと思っています。その際には、新しい保育園から最も距離が近いしばやま保育園を同時期に閉園し、最初はしばやま保育園の園児だけが新しい保育園に移ります。その後、他の3園については利用調整を行いながら順次閉園予定であり、令和6年度末にせせらぎ保育園、令和7年度末に原町みどり保育園、令和9年度末に並木保育園を閉園します。こちらの閉園スケジュール等については、すでに各保育園の保護者等に案内しています。

続きまして、保育型児童館について説明いたします。日光市には5つの児童館がありますが、今市地域にある、落合、豊岡、塩野室の3つの保育園については、他の市町村にはあまりない、農繁期の就労支援の場として始まった施設となっています。こちらについても、平成27年度子ども子育て支援新制度ができた際に、この保育型児童館の本来の役割は果たしたことから、施設のあり方について検討されています。

その後、利用児童の減少により、令和3年度末で豊岡児童館を、令和4年度末で塩野室児童館を廃止いたしました。落合児童館は継続していますが、利用児童の減少などから、現在の利用児童の卒業をもつての廃止を検討しています。最後に、市全域の適正配置の方向性について、藤原地域はすでに適正配置を進めており、5つあった公立保育園は、現在、1つの公立保育園及び2つの民間保育園としていずれも新しくなっています。そして、今市地域の適正配置が進む中、急速な利用者の減少が進む山間過疎地域等の保育のあり方についても、検討を進めているところです。これらの結果を踏まえ、施設の老朽化が著しくない日光地域の適正配置の検討を進め、市全体の保育体制を確立していくというスケジュールを考えています。以上です。

粉川市長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

池田委員

園児の転園について、しばやま保育園以外の園児たちが、閉園より前の転園を希望した場合には、対応可能なのか伺います。

保育課保育係長

しばやま保育園以外の園児の転園については、閉園ごとの順次受付ではなく、令和7年度以降、3園の同時受付を検討しています。令和6年度については、開設時期に運動会などの行事が多いため、混乱を避けるためにしばやま保育園の園児のみ転園を想定しています。

粉川市長

他にいかがでしょうか。

藤本委員

新しい保育園に移る園児と、他の民間施設に移る園児の振り分けは、どのような方法で行うのでしょうか。また、金銭面や保育時間などで格差が生じないように配慮がされるのか伺います。

保育課保育係長

原則的には、保護者の方が希望する保育園を選んでいただきます。ただ、各民間保育園でも定員等があるため、ご希望を基に調整したいと考えています。負担についても検討中ですが、以前、藤原地域等で民間保育園に民間活力の導入を行った際には、転園の補助金を出したため、同様の補助金を検討してまいります。以上です。

粉川市長

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、「報告事項（2）今市地域保育施設等の適正配置について」は以上といたします。

(3) 放課後児童対策について

粉川市長

次に、「報告事項（3）放課後児童対策について」説明をお願いします。

健康福祉部長

それでは、放課後児童対策について、市の取り組みの概要や施設等の現状、課題を説明いたします。

資料の5をご覧ください。日光市における放課後児童対策は、3つに分かれています。1つ目は放課後児童クラブで、今市小学校の他15校にあります。放課後児童クラブは、就労等の理由で保護者等が昼間家庭にいないと認められる場合に利用ができ、保護者に代わって放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するものです。2つ目が児童館で、鬼怒川小学校及び下原小学校にあります。藤原地域にある児童館を有効活用し、放課後等の居場所を提供するもので、こちらは就労等の理由を問わず利用が可能です。3つ目がたんぽぽ広場として、中宮祠と小来川小学校で実施しています。山間地・過疎地域等の小規模等に対する放課後児童対策として実施しており、こちらも就労等の理由を問わず利用が可能です。参考として、生涯学習課で所管している放課後子ども教室というものが、大沢小学校、三依小学校、湯西川小学校にあります。

次に、放課後児童対策の現状と課題について、まず、放課後児童クラブは、今年の10月時点で全48クラブ、16小学校区にあり、市内8団体に運営委託をしています。運営委託先については、シルバー人材センターやNPO法人、民間の幼稚園、保育園等です。児童数1,437人、支援員数160人で、利用児童の割合は53.2%になっています。ご存知のとおり、市内の小学校の児童数は年々減少していますが、一方で、放課後児童クラブの利用児童数は、減少傾向にはありますがほぼ横ばいです。特に今市地域の利用が多く、定員を超過する放課後児童クラブが増加する傾向にあります。

課題及び取り組みについて、1つ目の課題は、支援員の確保や資質の向上です。こちらについては、処遇改善事業の活用や支援員対象の研修会の実施、また、初の取り組みとして、第三者評価を入れ、今年度2カ所の放課後児童クラブに評価を実施したいと考えています。さらに、市広報紙やホームページ等での支援員の募集等を行っています。2つ目の課題は、配慮や支援の必要な児童が増加している点です。こちらについては、専任支援員の配置や加配、支援員対象の研修会実施、学校との連携等を行っています。3つ目の課題

は、運営場所の不足です。原則として学校施設内を第一に、近隣公共施設、民間施設、専用施設の順に運営場所を検討しています。実施場所の学校施設内と学校施設外の違いについては、施設内での運営は、教室等を供用した場合、授業に支障が生じる恐れがあり、施設外での運営は、学校から離れた場所もあるため、移動の際の交通安全や防犯上のリスクが伴うとともに、学校との連携が取りづらいなどの課題があります。

続いて、児童館は、鬼怒川の2つの小学校区で、保育園を運営している社会福祉法人及び幼稚園を運営している学校法人に委託しており、利用実績は表のとおりです。

次に、たんぽぽ広場は、中宮祠及び小来川の2つで、中宮祠はNPO法人に委託し、小来川は市が直営で運営しており、利用実績は表のとおりです。

最後に、放課後児童対策と学校との連携強化の必要性について説明いたします。子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職場同士の交流等により、学校との連携を積極的に図る必要があります。少子化が進行する中であっても、特に放課後児童クラブにおいては、共働き世帯やひとり親世帯が増加傾向にあるため、今後も一定の利用者が見込まれます。子どもの遊びと生活の場を広げるため、学校の校庭や体育館、余裕教室等を有効利用できるよう連携を図る必要があると考えています。以上です。

粉川市長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

意見、質問なし

それでは、ご意見がないようですので、「報告事項（3）放課後児童対策について」は以上といたします。

（4）児童虐待の現状について

粉川市長

次に、「報告事項（4）児童虐待の現状について」説明をお願いします。

子ども家庭支援課長

子ども家庭支援課長の森田です。資料6をご覧ください。令和4年度の児童虐待の現状について説明いたします。まず、児童虐待の防止にあたっている日光市家庭児童相談室における相談の対応件数について説明いたします。①の表をご覧ください。令和4年度は、養護相談のうち、虐待4,821件、その他1万7,598件、保健相談55件、障害相談107件、非行相談64件、育成相談のうち、性格行動79件、不登校235件、適性0件、しつけ0件、その他5件で、合計2万2,964件の相談対応を行っています。なお、令和3年度の実績は、下段の表のとおりです。続いて、相談内容別の新規受理件数について説明いたします。令和4年度は、養護相談のうち、虐待115件、その他170件、保健相談2件、障害相談4件、非行相談1件、育成相談のうち、性格行動3件、不登校8件、適性0件、しつけ0件、その他1件で、新規の受理件数の相談対応は304件となっています。なお、新規受理件数の内訳は、身体的やネグレクト、心理的、性的と4つの内容に分けられており、身体的33件、ネグレクト27件、心理的52件、性的3件で合計115件となっています。

次に、日光市の取り組みについて説明いたします。当市は、平成18年に、子どもと家庭の総合相談窓口として「日光市家庭児童相談室」を設置いたしました。家庭児童相談室は、令和3年4月から、要保護児童及び要支援児童等への支援業務の強化を図るために、子ども家庭総合支援拠点の機能を備え、専門的な相談対応を行うとともに、継続的なソーシャルワーク業務を実施しています。また、家庭児童相談室においては、地域における虐待防止のネットワークとして要保護児童対策地域協議会を設置し、子育て支援に関わる様々な関係機関を構成機関に加え、個人情報取り扱いに係る所要の措置を講じた上で連携強化を図り、一貫した支援を行う体制を構築しています。要保護児童や要支援児童については、資料下段に内容を記載しています。参考として、家庭児童相談室における対応人数は、令和5年3月31日現在で、要保護児童70名、要支援児童132名、特定妊婦6名で、合計208名となっています。なお、先ほど説明した子ども家庭総合支援拠点について、健康課が所管する子育て世代包括支援センターという母子保健分野と、子ども家庭総合支援拠点の機能を統合した子ども家庭センターを、令和6年4月1日から設置する方向で、現在準備を進めています。

次に2ページをご覧ください。家庭児童相談室における業務について説明いたします。まず、官民協働による業務体制については、家庭児童相談業務の一部と、支援サービス事

業を NPO 法人だいたいじょうぶに委託し、市と NPO が一体となった家庭児童相談室の運営や相談、援助業務を実施しています。業務委託にすることで、電話相談について 24 時間 365 日受付可能な体制を取り、行政の執務時間以外も相談を受け付けることができます。

この官民協働のメリットは、同一の相談室内で NPO 法人の職員も従事することで、情報共有ができ、共通認識を持って、相談から具体的な支援まで一貫して行えることです。また、制度のはざままで、行政で対応しにくいケースや支援内容については、NPO の自主事業を利用し問題解決にあたることができるようになっていきます。

次に、児童虐待の通告から実際の対応について、まずは、通告の義務について説明いたします。全ての国民は、「虐待か」と思った時に通告する義務があり、これは常々周知を続けています。特に、虐待を発見しやすい職にある方は、虐待を早期に発見する努力が、児童福祉法及び虐待防止法で義務付けられています。また、虐待に関する通告をしても、守秘義務違反の責任は問われず、通告した結果、虐待でなかったとしても責任は問われないため、それについても周知してまいります。

次に、実際に児童相談所や家庭児童相談室に虐待が入った場合の動きについて説明いたします。まず、子供の安否確認を最優先に考え、原則 48 時間以内に確認を行っています。その際、所内で緊急受理会議を開催し、初期の対応方針について徹底いたします。その中で、保育園や学校、保健師、各関係機関等のご協力をいただき、家庭に関する情報収集を行います。また、生命の危険がある場合については、緊急会議を行い、県が子どもの一時保護を行うこともあります。家庭への支援で虐待状況の解消が可能な場合には、様々な支援サービスの導入、また、相談員や健康課、保健師などと連携し、子どもと家庭の支援を行ってまいります。さらに、必要に応じて支援方針の決定や役割分担のため、関係者間を集めた個別ケース検討会議を開催して対応にあたっています。資料下段には、参考として、子どもや子どもを持つ家庭に関する相談窓口を 3 カ所記載しています。また、児童虐待の種別については、参考資料として 3 ページ目に一覧表を記載しているため、後ほどご確認ください。以上です。

粉川市長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

手塚委員

資料1 ページ、③の受理件数について、ネグレクトが令和3年に比べて倍になっている理由を伺います。

子ども家庭支援課長

なぜ3倍になったのかという具体的な理由や傾向はわかりかねるとというのが実情です。

ネグレクトについては、子どもだけで留守番をしていることについてネグレクトとして通告を受けることがあります。埼玉県では、廃案になった児童虐待禁止の条例で、ゴミ捨てに行っている間、子どもだけにするとネグレクトに該当するという話がありましたが、日光市の中でも、子どもを一人きりにすることは虐待にあたるのだという認識が、市民の中で少しずつ浸透しているのではないかと感じます。

粉川市長

いかがでしょうか。

手塚委員

これに関しては、明確な答えはないと思います。市の意見が聞けてよかったです。

粉川市長

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、「報告事項（4）児童虐待の現状について」は以上といたします。

6 その他

粉川市長

次に、「6 その他」に入らせていただきます。委員の皆さまから何かありましたらお願いいたします。

速水委員

資料の事前送付についてはありがとうございました。1点お願いになりますが、事前送付に議事録がなかったため、次回からは議事録も付けていただければと思います。

粉川市長

他に委員の皆様、よろしいでしょうか。事務局からは何かありますか。

7 閉会

粉川市長

以上を持ちまして、本日の議事は全て終了となりました。円滑な議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございます。それでは、事務局に進行を戻します。

事務局

長時間にわたり、慎重なご審議、また、活発なご意見をいただきありがとうございました。以上を持ちまして、令和5年度第2回日光総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。